

被保険者証廃止に伴う花巻市国民健康保険被保険者証の対応について

令和6年12月2日から被保険者証が廃止され、健康保険証利用登録をされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）利用を基本とする仕組みに移行することに伴い、市では、被保険者の利便性向上を図るため、令和6年10月以降に交付する被保険者証の有効期限を令和7年7月31日までとします。

1 令和6年8月現在交付している「被保険者証」等について

【被保険者証】被保険者全員に交付

- ・証はカードサイズ
- ・負担割合の記載なし
- ・有効期間は「令和5年10月1日から令和6年9月30日」までの1年間



【高齢受給者証】70～74歳の被保険者に交付

- ・受給者証はハガキサイズ
 - ・負担割合（2割または3割）の記載あり
 - ・有効期間は「令和6年8月1日から令和7年7月31日」までの1年間
- ※前年所得に応じ負担割合を決定するため、毎年8月1日に更新



2 令和6年12月2日以降の被保険者証廃止に伴う変更点

被保険者証廃止に伴い、医療機関で提示するものが下記のとおり変更になります。

	マイナ保険証をお持ちの方	マイナ保険証をお持ちでない方
令和6年12月1日まで	「マイナ保険証(①)」	「被保険者証」
令和6年12月2日から		「資格確認書(②)」

※令和6年12月1日までに交付された被保険者証は12月2日以降も有効期限まで使用可能

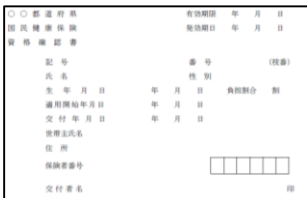
①マイナ保険証

- ・医療機関に設置されている機器でマイナ保険証を読み取り、資格や負担割合を確認
- ・マイナ保険証をお持ちの方には保険資格の情報が記載された「資格情報のお知らせ」を交付。マイナ保険証の読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証と併せて提示することで受診可能



②資格確認書（カード型）

- ・「被保険者証」廃止に伴い新設
- ・マイナ保険証をお持ちでない被保険者に12月2日以降に交付
- ・交付には原則申請が必要（当面の間は職権により交付）
- ・負担割合（2割または3割）の記載あり
- ・有効期間は5年以内で保険者が設定する



3 被保険者証の有効期限変更について

令和 6 年 10 月 1 日に交付する被保険者証の有効期限を「令和 7 年 7 月 31 日」までとします。

※「資格確認書」の有効期間は「8 月 1 日から 7 月 31 日」までの 1 年間とします。

※県内他市町村においても資格確認書の有効期間は「8 月 1 日から 7 月 31 日」とする予定とのこと。

【有効期限変更によるメリット】

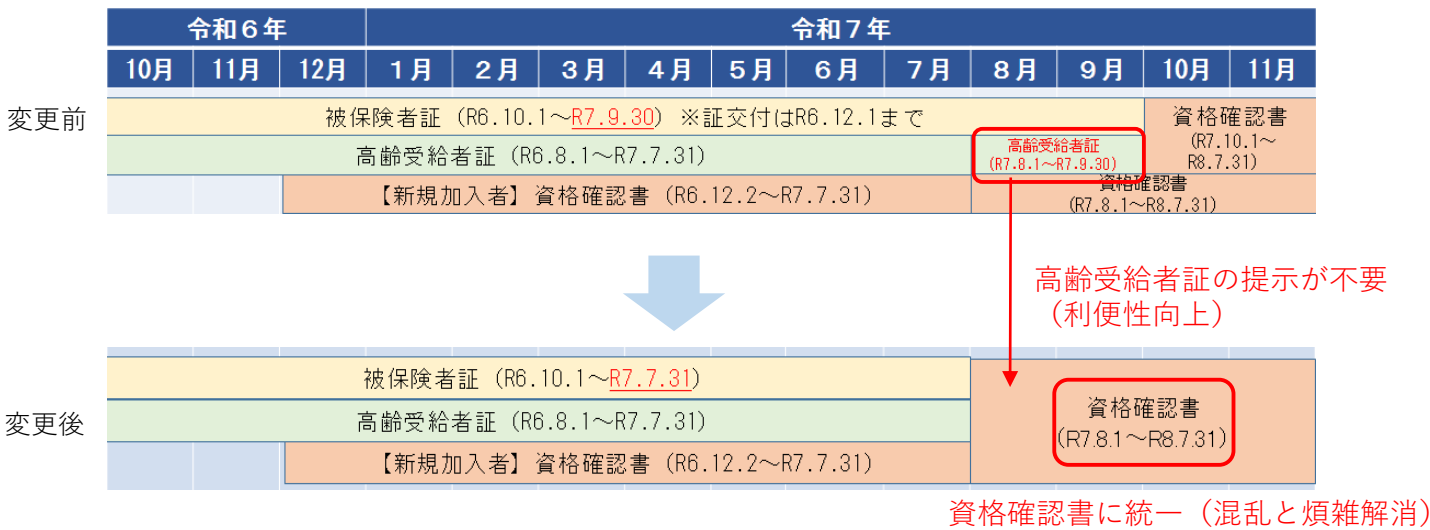
・ 利便性が向上

「資格確認書」には負担割合が記載されるため、「被保険者証」と「高齢受給者証」の 2 つの証を携帯する必要がなくなり、「資格確認書」のみで医療機関の受診ができます。

・ 混乱と煩雑さの解消

R7 年 8 月に「高齢受給者証」、令和 7 年 10 月に「資格確認書」と 2 か月の短期間で 2 つの証を交付することによる混乱と証を切り替える煩雑さが解消されます。

【変更のイメージ】



●有効期限を短縮しても医療機関受診の妨げにはなりません

「被保険者証」の有効期限到来前に資格確認書を職権により交付（郵送）しますので、有効期限を短縮しても、医療機関の受診を妨げることはありません。

4 その他

① 関係例規の整備

「被保険者証」等の有効期間を定める花巻市国民健康保険条例施行規則を改正する予定

② 周知について

- ・ 広報はなまき 9 月 15 日号、11 月 1 日号への掲載（以降、随時掲載）
- ・ 市ホームページ掲載（9 月 1 日掲載）
- ・ 被保険者証一斉更新時における添付文書及びリーフレット同封（9 月中旬）